

クラフトビール フェスティバル2022

滝川クラフトビール工房が醸造するクラフトビールと、地元飲食店のおいしい料理を職場の仲間、友人、家族と一緒に、夏の夜風にあたりながらお楽しみください。

日時 7月27日(水)、28日(木) 16時～21時

場所 平和公園

問い合わせ 滝川商工会議所Tel22―4341、産業振興課Tel28―8009



夏期特別講座受講生募集

日時 昼コース⇨8月3日(水) 13時～15時30分 夜コース⇨8月4日(木) 18時～20時30分

内容 縄文土器を作って野焼きをします。

講師 大野耕太郎さん(陶芸センター所長)

定員 各8人

受講料 1,000円(粘土代を含む)

申込開始 7月13日(水)
申込方法 電話でお申し込みください。

問い合わせ 陶芸センターTel22―3503

スポーツ

SUP(スタンドアップ パドルボード)体験教室

日時 8月6日(土) 13時30分～15時30分

場所 B&G海洋センター

内容 前進・後進・回転・ストップといったSUPの基本操作の習得、沈(転覆)からの乗艇練習、水辺の安全学習、ツーリング、お楽しみ体験

定員 5人

受講料 小・中学生⇨市内120円/市外190円、高校生以上⇨市内260円/市外400円
持ち物 飲み物、着替え、タオル、帽子

※動きやすくぬれてもよい服装でお越しください。また、眼鏡をかけて参加する方は、眼鏡バンドをお持ちください。

申込期間 7月20日(水)～8月3日(水)

※月曜日休館日

申込方法 電話・FAX・窓口のいずれかでお申し込みください。
問い合わせ B&G海洋センターTel23―4194

マリンスポーツ フェスティバル2022

日時 7月18日(月) 9時30分～14時

場所 B&G海洋センター

内容 シングルカヌー・ペアカヌー・水上バイク・バナナボート・救助艇などの体験搭乗ができます(水上バイク、バナナボート、救助艇体験搭乗は1人1回限り、シングルカヌー・ペアカヌーの体験は随時できます)。
また、先着300人限定の抽選会を行います。

体験搭乗内容	対 象
シングルカヌー・ペアカヌー	小学5年生以上 ※小学4年生以下は保護者同伴での体験(ペアカヌー)となります。
水上バイク・バナナボート	小学生以上
救助艇	幼児以上

持ち物 ぬれてもよい服装・着替えなど

※天候により体験内容の変更や、ご利用できない場合もありますので、事前にご確認のうえお越しください。

問い合わせ B&G海洋センターTel23―4194

え、「滝川市空家等対策の推進に関する条例」として改正しました。

空家等を所有されている方は適切な管理を行ってください。
主な改正内容

①空家等については、建物等の所有者等に加え、土地の所有者等にも管理責任があることを明記しました。

②市民の生命、身体または財産に重大な危険が及ぶことを避けるため、緊急的に滝川市が措置を行うことがあることを明記しました。

③緊急的な措置を実施した場合の費用については、所有者等の負担とすることを明記しました。
条例の施行日 ①6月15日 ②③10月1日

問い合わせ 支援課Tel28―8013

マイナポイント第2弾

マイナンバーカードをお持ちの方がポイントもらえる手続きは3つあります。

①カードを取得し、2万円までのチャージまたはお買い物をする(最大5千円分)。

②健康保険証としての利用申し込みをする(7千5百円分)。

③公金受取口座の登録をする(7千5百円分)。

なお、②と③のポイント受け取りのための手続きは、6月30

日から開始します。

マイナポイントは先着順ではありません。手続きした方全員に付与されますので慌てずにお申し込みください。

問い合わせ 市民課マイナンバーカード交付円滑化推進室Tel28―8014

マイナンバーカードの 休日・夜間交付について

お仕事などで平日に来庁できない方のために、マイナンバーカードの申請・交付手続きを休日・夜間に行います。

日時 ①窓口延長⇨7月～9月の毎週火・水曜日 17時15分～19時 ②休日窓口⇨7月9日(土)、24日(月)、8月13日(土)、28日(月)、9月10日(土)、25日(月) 9時30分～12時30分

場所 市民課マイナンバーカード交付円滑化推進室(市役所1階)13番窓口

取扱業務 マイナンバーカードの申請・交付、電子証明書の更新、マイナポイントの予約・申し込み

※住民異動届、証明書発行、印鑑登録、パスポート業務は、お取り扱いできませんのでご注意ください。

※手続きには、15分程度かかりますので余裕を持ってお越しください。

問い合わせ 市民課マイナンバーカード交付円滑化推進室Tel28―8014

野生動物に餌を 与えないでください

人がカラスやハト、キツネなどの野生動物に餌を与えることは、適正な数を超えた繁殖につながります。

これは、自然のバランスが崩れるなど生態系に影響が出るだけでなく、特定の場所に集中することでふんなどの排せつ物や悪臭の問題、鳴き声の問題につながるほか、病気や寄生虫を持つていた場合は健康被害が出るなど、人に直接被害を与えることもあります。善意であつても、野生動物に餌を与えないようご協力をお願いします。

また、直接餌を与えなくても、生ごみが野生動物の餌とならないよう、ごみ出しの際は注意しましょう。

問い合わせ 支援課Tel28―8013

福祉

ごみ処理手数料・ し尿処理手数料の福祉減額

市では次の世帯を対象に、ごみ処理手数料・し尿処理手数料の福祉減額を行っています。

ただし、ごみ処理手数料につ

健康運動教室(ストレッチ ポール・楽しくストレッチ チーズ・シニア元気体操)

ストレッチポール・ストレッチーズ(伸縮性のある特殊な布)・バランスボールなどを利用し、肩こり・腰痛予防、姿勢改善やウエストの引き締め、骨盤底筋のトレーニング、転倒予防、脳トレを含めたゲームなどを楽しく行う教室です。

コース	日程	時間
①ストレッチポール	7月1日(金) 15日(金) 22日(金)	10時20分～11時 11時20分～12時
②ストレッチポール 自重トレーニング	7月16日(土) 30日(土)	10時30分～11時30分
③楽しく ストレッチーズ	7月2日(土) 13日(水) 20日(水)	13時30分～14時30分
④シニア元気体操	7月12日(水) 7月26日(水)	

場所 滝川市スポーツセンター第1体育館 会議室
対象 ①～③18歳以上 ④60歳以上
定員 ①各回8人、②～④各回10人
受講料(1回当たり) ①300円 ②～④500円

いては、令和4年度未申請の方に限ります。

減額対象世帯

○生活保護世帯
○70歳以上の単身世帯で令和4年度の市民税が非課税の世帯
○母子世帯・父子世帯⇨次のかつこの①～④いずれかに該当する子を扶養し、母親または父親の収入のみで生計を維持している「母子及び父子並びに寡婦福祉法」による母子家庭または父子家庭で、令和4年度の市民税が非課税または均等割のみ課税の世帯(①満20歳未満の子 ②身体障害者手帳1級または2級の子 ③療育手帳A判定の子 ④精神障害者保健福祉手帳1級の子)

※市税、し尿処理手数料の完納が条件となります。

※ごみ処理手数料は、対象となる月数分のごみ袋を交付します。が、条件により申請時にお渡しできない場合があります。

問い合わせ 支援課Tel28―8013

後期高齢者医療

被保険者証の1斉更新

現在お持ちの被保険者証、限度額適用認定証(限度証)、限度額適用・標準負担額減額認定証(減額証)は、7月31日が有効期限となっています。7月中に新

生活

浄化槽の法定検査を 受検しましょう

浄化槽は、汚水処理し、きれいな水にする役目を担っています。

その機能を十分に発揮させるには、定期的な保守点検や清掃を適切に行うほか、毎年1回の法定検査を受検する必要があります。法定検査の内容については、知事の指定する検査機関へお問い合わせください。

指定検査機関 北海道浄化槽協会札幌検査事務所Tel011―814―6811

問い合わせ 支援課Tel28―8013

「滝川市空家等対策の推進に関する条例」を改正しました

「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成27年に施行されたことに伴い「滝川市空家等の適正管理に関する条例」を滝川市が担う対策、役割等を踏ま

しい被保険者証(黄色)、限度証・減額証(水色)を送付しますので、現在お持ちの証は、有効期限が切れたら破棄し、新しい証をお使いください。

なお、窓口負担割合の見直しに伴い、今年度は被保険者証が7月と9月の計2回送付されます。2回目の被保険者証が届きましたら、1回目の被保険者証と差し替えてお使いください。

送付時期 7月中
有効期限 令和4年9月30日
【2回目】(橙色)
送付時期 9月中
有効期限 令和5年7月31日

※限度証、減額証は有効期限が令和5年7月31日のものを1回目に送付します。2回目には送付されませんので、誤って破棄しないようご注意ください。

●限度証・減額証の自動更新について
現在、限度証または減額証をお持ちの方で、所得状況の分かる方のみ、自動更新となり新しい証が送付されます。

自動更新ならなかった方で、証の交付が必要な場合は、保険医療課(市役所1階6番窓口)で申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。
問い合わせ 保険医療課Tel28―8018